

春日井市一般廃棄物可燃ごみ等運搬業務委託

仕様書

春日井市環境部クリーンセンター

第1章 総則

1 目的

クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事の期間においても、市内のごみを適切に処理し続けるため、クリーンセンターから焼却を依頼する近隣市・組合に可燃ごみを運搬するとともに、当市の可燃ごみにより発生する焼却灰を運搬するものです。

2 仕様書の適用

本仕様書は、下記業務に適用する。

3 委託名・委託場所

委託名 春日井市一般廃棄物可燃ごみ等運搬業務委託

委託場所 春日井市クリーンセンター

4 期間

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

5 準拠法令、規則等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

6 資料の貸与

本業務に必要な資料収集は、原則受託者が行うものとするが、市が保有する調査資料または文献資料等で業務に必要な範囲で貸与する。

7 秘密保持

受託者は、本業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8 疑義

受託者は、業務を行うにあたり市と十分に協議し、業務を遂行する。しかし、履行途上において、いずれかに疑義が生じた場合は協議するものとする。

9 要点録の作成

受託者は本市との打合せ及び協議において、その内容の要点録を原則として2週間以内に作成し、関係者確認後に提出すること。

10 提出書類

受託者は、業務着手及び完了等の際に、本市の指示する書類を提出すること。

11 成果品

受託者は、別に示す成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたっては、あらかじめ市と協議し作成すること。

12 検査

受託者は、成果品について本市の検査を受けることとし、検査結果を持って業務の完了とする。なお、業務完了後においても、成果品に不備があった場合は、速や

かに市の指示に基づき、受託者の負担と責任においてこれを修正する。

13 支払い方法

本業務の支払いは、運搬管理費は当事業の完了検査後、運搬費は月ごとに実績調査の検査終了後、受託者の請求に基づき支払う。

14 留意事項

市と近隣市・組合からの場内での指示については、誠意をもって対応すること。

15 受託者の責務

交通事故等による発生した損害等は、受託者の責務として対応すること。

16 その他

ア 本業務について、仕様書に明記されていない事項でも、その履行上当然必要な事項は、受託者が責任をもって対応すること。

イ 受託者は、業務の再委託をしてはならない。

ウ 本業務の内、運搬費の算出は、実際に運搬した運搬物の重量に1 t当たりの運搬単価を乗じたものを運搬費とする。なお、1日あたりの費用は次のとおりとする。

[運搬費＝1日当たりの運搬物の重量×1 t当たりの運搬単価]

エ 本仕様書に定めのない事項については、契約書の定めによる。

第2章 運搬管理業務

1 業務内容

本業務は、市と近隣市・組合との調整により決まった可燃ごみ及び焼却灰の運搬条件に基づき、運搬計画を作成し、市の承諾を得て運搬を手配するもの。また、事故・渋滞等で計画どおりに進まない場合、市や近隣市・組合と調整・協議を行い適切な運搬業務を遂行するもの。

2 運搬管理

ア 運搬計画の作成

①可燃ごみの積み込み場所

積み込み場所は、次の「表1：可燃ごみ積込場所」から市が指定した場所で積み込みを行う。

【表1：可燃ごみ積込場所】

積込場所	備考
第1工場プラットフォーム	ごみクレーンを使用
第2工場灰搬出ヤード	灰クレーンを使用

※別添1の配置図に場所を示す。

②可燃ごみの運搬先

次の「表2：可燃ごみの運搬先」に運搬先を示す。

【表2：可燃ごみの運搬先】

市・組合名	清掃工場名称	住所
一宮市	環境センター	一宮市奥町字六丁山 52 番地
海部地区環境事務組合	八穂クリーンセンター	弥富市鍋田町八穂 399 番地 3
尾張東部衛生組合	晴丘センター	尾張旭市晴丘町東 33-1
犬山市	都市美化センター	犬山市塔野池田口洞 39-128
小牧岩倉衛生組合	小牧岩倉エコルセンター	小牧市大字野口 2881 番地 9
名古屋市	猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目 101 番
多治見市	三の倉センター	多治見市三の倉町猪場 37 番地

③焼却灰の運搬

当市の可燃ごみの処理によって、発生する焼却灰の内、飛灰については、「表 3：飛灰の引き取り工場」から「表 4：公益財団法人愛知臨海環境整備センター」に運搬する。また、主灰については、「表 5：主灰の受取先」から「表 6：内津北山最終処分場」に運搬する。

【表 3：飛灰の引き取り工場】

市・組合名	清掃工場名称	住所
名古屋市	富田工場	名古屋市千種区吉津四丁目 3208 番地

【表 4：公益財団法人愛知臨海環境整備センター】

名称	住所
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	愛知県知多郡武豊町字三号地 1 番地

【表 5：主灰の受取先】

市・組合名	清掃工場名称	住所
一宮市	環境センター	一宮市奥町字六丁山 52 番地
海部地区環境事務組合	八穂クリーンセンター	弥富市鍋田町八穂 399 番地 3
尾張東部衛生組合	晴丘センター	尾張旭市晴丘町東 33-1
名古屋市	猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目 101 番

【表 6：内津北山最終処分場】

名称	住所
内津北山最終処分場	春日井市内津町字北山 357 番 1

④可燃ごみの運搬予定

事前協議の結果を次の「表 7：可燃ごみの運搬予定表」に示す。

【表 7：可燃ごみの運搬予定表】

月	搬入先	搬出予定量（月）	備考
10 月	—		
11 月	海部地区環境事務組合	400t	月～金 20t/日
12 月	一宮市	720t	月～金 40t/日
1 月	一宮市	680t	月～金 40t/日
2 月	一宮市	720t	月～金 40t/日

3 月	一宮市	760t	月～金 40t/日
-----	-----	------	-----------

⑤焼却灰の運搬予定表

事前協議の結果を次の「表 8：飛灰運搬予定表」及び「表 9：主灰運搬予定表」に示す。

【表 8：飛灰運搬予定表】

月	引き取り場所	搬出予定量（月）	備考
10 月	名古屋市	11t	富田工場
11 月	名古屋市	10t	富田工場
12 月	名古屋市	10t	富田工場
1 月	名古屋市	10t	富田工場
2 月	名古屋市	10t	富田工場
3 月	名古屋市	10t	富田工場

※飛灰搬出量は、搬出した可燃ごみの量により変動する。

【表 9：主灰運搬予定表】

月	搬出場所	搬出予定量（月）	備考
11 月	海部地区環境事務組合	40t	八穂クリーンセンター

※主灰搬出量は、搬出した可燃ごみの量により変動する。

⑥運搬計画の提出

上記①～⑤について、市と協議し決定した運搬計画を作成し、運搬する前月 5 日までに市から承認を受けること。

⑦運搬計画の変更

災害、事故等により運搬先から受け入れの停止及び変更の指示があった場合は、速やかに変更計画を作成し、市に提出すること。

イ 車両及び運搬者への指示・連絡

①車両の管理

使用する車両は運搬業務が開始する前に、一覧にまとめ市に提出すること。また、その車両がどの業務を担うのか指定すること。

その他、故障・事故等により事前に報告した車両が使用できなくなった場合は、速やかに代替車両を市に報告すること。

②車両選定

契約後速やかに、可燃ごみを運搬する車両及び飛灰の運搬する車両について、各市・組合に許可を得ること。

搬出先の車両条件の事前協議の結果を次の「表 10：車両条件」に示す。

ただし、事前協議の結果は机上の確認のため、実際の車両が入らない場合があるため、契約後に各市・組合の確認を得ること。

【表 10：車両条件】

運搬先・引取先の相手	積載物	車両規格
海部地区環境事務組合	可燃ごみ	全長 7.8m 全幅 2.5m 全高 3.1m

一宮市	可燃ごみ	全長 9.3m 全幅 2.5m 全高 3.1m
名古屋市	飛灰	全長 7.8m 全幅 2.5m 全高 3.1m
海部地区環境事務組合	主灰	全長 7.8m 全幅 2.5m 全高 3.1m

※車両条件については、契約後相手側に確認し、許可が得れる場合はこの条件を超える車両も認めるものとする。

③運転手への指示

管理業務を担うものは、市との窓口となり、運搬計画に基づき運転手に運搬を指示すること。また、災害、事故等により運搬できなくなった場合は、市や運搬先に速やかに連絡すること。

3 運搬管理記録簿の作成及び提出

「運搬管理記録簿」に運搬実績（運搬車両、運搬先、搬出量、運搬回数等）を月ごとに整理し、翌月 10 日までに市に提出すること。

4 緊急時の連絡体制

運搬業務を実施している間は、次のとおり交通事故等の緊急時の連絡体制を設けること。

①市、警察、その他緊急連絡先への連絡窓口

②運転手への連絡体制

③安全責任者

5 その他

契約書及び仕様書に定めのない事項については、双方協議により決定する。

第 3 章 可燃ごみ運搬業務

1 業務内容

運搬管理者が作成した運搬計画に基づき、可燃ごみを運搬するもの。また、車両については、事前に市に報告した車両を使用する。

2 その他

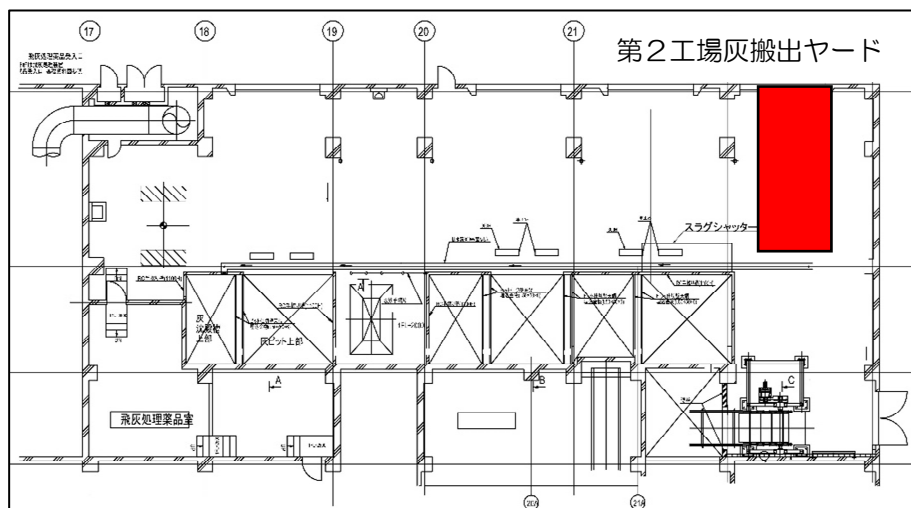
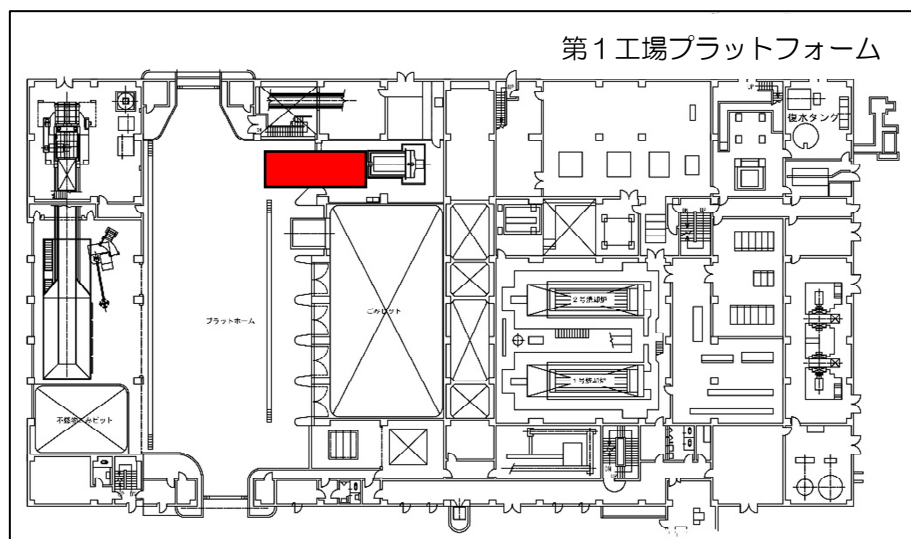
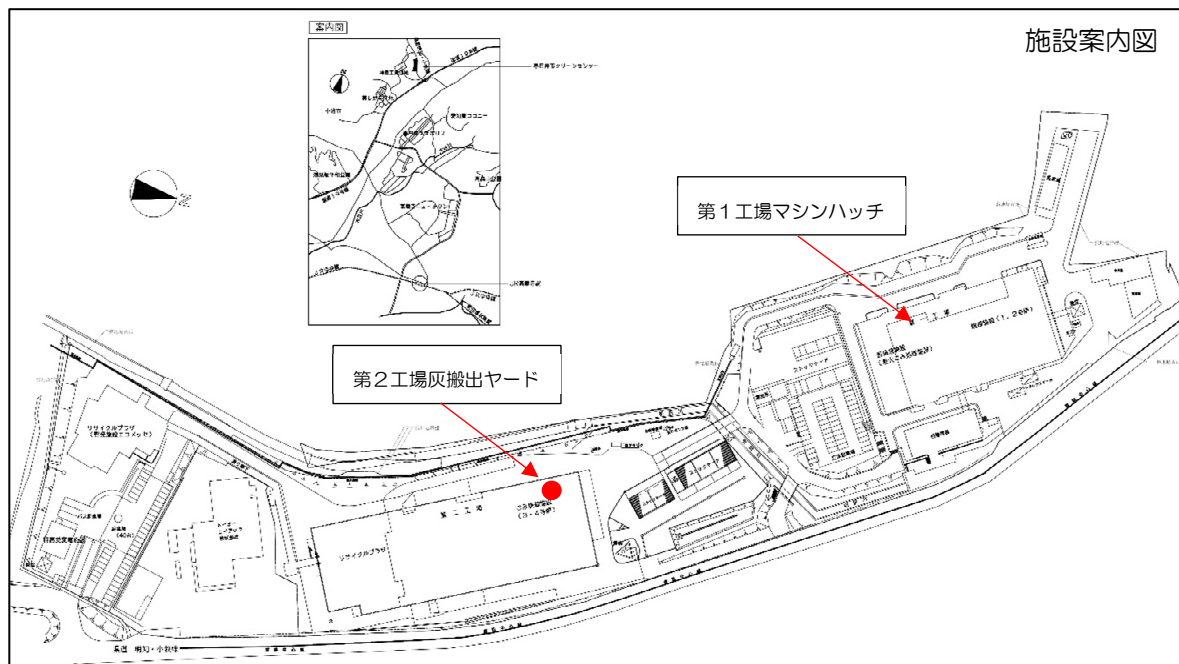
原則、運搬の実績に併せ精算するものとするが、運搬予定日の前日までに運搬計画の変更の連絡が無かった場合は、別途協議により、市に費用の請求ができる。

第 4 章 見積書の作成

見積書は、別添 2 「表 11：見積項目」に基づき作成すること。

ただし、可燃ごみの搬出先、焼却灰の運搬については数量の変更が予測されるため、予定数量が 0 t の項目についても、運搬単価を記載すること。

配置図



【表 11：見積項目】

見積項目	数量
1 運搬管理費	
運搬管理費	1 式
2 可燃ごみの運搬費	
尾張東部衛生組合（晴丘センター）	0t
名古屋市（猪子石工場）	0t
犬山市（都市美化センター）	0t
一宮市（環境センター）	2,880t
海部地区環境事務組合（八穂クリーンセンター）	400t
小牧岩倉衛生組合（小牧岩倉エコルセンター）	0t
3 焼却灰の運搬費	
飛灰	
名古屋市（富田工場）	61t
主灰	
一宮市（環境センター）	0t
海部地区環境事務組合（八穂クリーンセンター）	40t
尾張東部衛生組合（晴丘センター）	0t
名古屋市（猪子石工場）	0t